

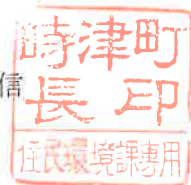
時津町指令 6 時住第 5 5 7 号
令和 7 年 2 月 1 7 日

許 可 証

住所 長崎市八つ尾町 2 8 番 1 2 号
氏名 有限会社海野清掃産業
代表取締役 海野 泰兵

令和 7 年 2 月 6 日 付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第 2 6 号

2 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物、生活系一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

収 集、運 搬

4 許可期限

令和 7 年 3 月 3 日～令和 9 年 3 月 2 日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別方法に従い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日までに提出すること。